

厚生年金基金の代行部分の返上について

平成15年3月17日

平成15年3月17日

各位

会社名 あいおい損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 瀬下 明
(コード番号 8761)
(上場取引所 東大名札)
問合せ先 総務部長 後藤 泰之
(TEL 03-5424-0101)

厚生年金基金の代行部分の返上について

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年3月14日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けましたのでお知らせいたします。

1. 返上の理由

経済環境の長期低迷の中、予定利率を下回る資産運用実績と割引率の低下による退職給付債務の増大が経営上の大きなリスク要因となっていることから、加入員の同意のもと厚生年金基金の代行部分返上により、退職給付債務及び退職給付費用の削減を図るものであります。

2. 業績への影響

当社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識いたします。

これにより、平成15年3月期における連結及び当社単体の損益に、特別利益として約75億円を計上する予定であります。本件につきましては、連結及び当社単体とも中間決算発表時(連結：平成14年12月3日発表、当社単体：平成14年11月22日発表)に公表しました平成15年3月期の通期業績予想に織込み済みであります。

以上